

目次

長文・難問 SA の解き方	004
---------------	-----

憲法

01 基本的人権	010
02 基本的人権	012
03 基本的人権	014
04 国会、内閣、裁判所	016

行政法

01 行政法全般	018
02 警察法	020
03 警察官職務執行法	022

刑法

01 刑法の適用範囲	024
02 違法性阻却事由	026
03 未遂	028
04 共犯	030
05 刑法理論	032
06 公務執行妨害罪	034
07 文書偽造罪	036
08 窃盗罪	038
09 強盗罪	040
10 詐欺罪	042

刑事訴訟法

01 捜査の端緒	044
02 接見交通	046
03 任意捜査と強制捜査	048
04 逮捕・勾留	050
05 逮捕の種別	052
06 逮捕後の手続	054
07 令状による捜索・差押え	056
08 令状によらない捜索・差押え	058
09 検証・鑑定等	060
10 証拠	062

KEISATSU
KORON
PASSPORT 
— 昇任試験対策アプリ —

STEP.1

アプリ「KEISATSU KORON PASSPORT」をダウンロードしよう



立花書房

App Store
Google Play
で検索!

旧アプリ「公論プラス」とは異なるアプリとなります。お間違えのないよう、ご注意ください。

STEP.2 会員登録をしよう

1. 会員登録を選択

会員登録

※はじめて利用される方はこちら会員登録をお願いします。

ログイン画面下部の
会員登録を選択

2. 必要事項を入力

会員登録

メールアドレス

パスワード

6桁～10桁の半角英数字で入力してください。

入力

3. メールを受信

会員情報登録後に
メールが届きます。
メールに記載の
URL へアクセスすると
会員登録が完了します。




STEP.3 問題を追加しよう

1. シリアルナンバーを入力

学習内容を選択

すべて 実践SA50問 一問一答 県版

懸賞ハガキ記載のシリアルナンバー (数字 12 桁) を入力してください。


画面上の  アイコンをタップして懸賞ハガキ記載のシリアルナンバー (数字 12 桁) を入力してください。

2. 問題を追加

すべて 実践SA50問 一問一答 県版

2018年6月号

2018年5月号

シリアルナンバー入力後、問題の横にある  をタップすると問題がダウンロードされます。

問題をダウンロードしたら学習を開始しましょう!

ガツン系 法学SA

憲法 · · · · · P10

行政法 · · · · · P18

刑法 · · · · · P24

刑事訴訟法 · · · P44

次は、基本的人権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- (2) 憲法20条は、信教の自由として、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由を保障しているところ、裁判所が、宗教法人の法人格を失わせる解散命令を発することは、解散という結果を伴うものである以上、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図があることは否定できず、たとえ解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に生じ得る支障は間接的で事実上のものであるとしても、信教の自由を侵害するものとして許されない。
- (3) 裁判所が、人の名誉を毀損する内容の雑誌の印刷・頒布を禁止することを命じることは、検閲には当たらないが、表現内容が真実でなく、又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるという例外的な場合でない限り、許されない。
- (4) 自衛隊のイラク派兵に反対する旨のビラを、当時の防衛庁立川宿舎の各号棟の各室の玄関ドアの新聞受けに投函する目的で、公務員宿舎である集合住宅の共用部分及び敷地に当該集合住宅の管理人の意思に反して立ち入った場合に刑法130条前段の建造物等侵入罪を適用することは、表現の自由を保障する憲法21条1項に反しない。
- (5) 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについて、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解される。したがって、障害福祉年金（現在の障害基礎年金）の支給対象者から在留外国人を除外することは、憲法25条に違反するものではない。

解説と解答

(2)× 「宗教団体や信者の……信教の自由を侵害するものとして許されない」は誤り。判例は、当該解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に生じ得る支障は間接的で事実上のものであること、当該解散命令は裁判所の司法審査によって発せられたものであり、手続の適正も担保されていること等から、当該解散命令は憲法 20 条 1 項に反するものではないとしている（最決平 8.1.30）。

プラス解説

- (1) 外国人の政治活動の自由が問題となった事案で、判例は枝文のように述べ、一般論としては外国人に保障される人権を広く認めている（最大判昭 53.10.4）。
- (3) 公職の選挙への立候補予定者を批判攻撃する記事を掲載した雑誌について、裁判所が名誉毀損を理由に発売前にこれを差し止める処分を行ったことが憲法 21 条に規定する表現の自由との関係で問題となった事案で、判例は枝文のように述べ、表現行為に対する事前抑制については厳格かつ明確な要件のもとで行わなければならないものとしている（最大判昭 61.6.11）。また、判例は憲法 21 条 2 項が絶対的に禁止する「検閲」について、その主体を行政権に絞って定義しているため、裁判所（司法権）による事前抑制は「検閲」には当たらない（最大判昭 59.12.12）。
- (4) 枝文の事案で、判例は、表現の自由も絶対無制約でなく、公共の福祉による制約が認められるのであり、一般に人が自由に入出入りすることのできない場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を営む者の私生活の平穏を侵害する等と述べ、枝文のように判断している（最判平 20.4.11）。
- (5) 障害福祉年金の国籍要件について、憲法 25 条に定める生存権との関係等で問題となった事案で、判例は枝文のように述べ、合憲としている（最判平元. 3.2）。

正解 (2)

解法のポイント

枝文 (3) の「容かい」を全て漢字にすると「容喙」と書きます。喙（くちばし）を容れる、つまり口を差し挟むといった意味です。判例引用型の問題では難しい漢字が出てくるのがよくあります。あやふやにせずの意味を調べながら進めましょう。

次は、基本的人権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 日本国民である父と外国人である母との間の嫡出子^{ちやくしゅつし}については、生来的に日本国籍を取得することとしているのに対し、外国人である未婚の母から産まれた子は、日本国民である父から出生後に認知されたとしても、出生後父母が結婚することによって嫡出子の身分を取得しない限り日本国籍を取得できないとする国籍法の規定は、憲法 14 条の法の下での平等の保障に反するものではない。
- (2) 我が国に在留する外国人には地方公共団体における選挙権は保障されないが、そのうちでも永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至った者について、法律をもって地方公共団体の長・議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上、禁止されていない。
- (3) 憲法 20 条 1 項後段にいう「宗教団体」及び憲法 89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、宗教と何らかの関わり合いのある行為を行う組織ないし団体の全てを意味するものではなく、国家が当該組織ないし団体に対し特権を付与したり、また、当該組織ないし団体の使用、便益若しくは維持のため、公金その他の公の財産を支出し又はその利用に供したりすることが、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になり、憲法上の政教分離原則に反すると解されるものをいう。
- (4) 裁判所が、名誉毀損の救済方法として、謝罪広告を新聞紙等に掲載することを加害者に命ずることは、それが単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば、代替執行の手続で強制したとしても、加害者の思想・良心の自由を侵害するとはいえない。
- (5) 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであり、事実の報道の自由は、思想の表明の自由と並んで、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障の下にある。また、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道の自由と共に、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものである。

解説と解答

(1)× 判例は、国籍法3条1項(改正前)が、日本人父が生後認知した非嫡出子の国籍取得について父母が婚姻した場合とそうでない場合で区別し、婚姻がなければ日本国籍を得られないとしていたことが憲法14条1項に規定する平等権との関係で問題となった事案で、国籍法旧3条1項は制定当時には合理性があったものの、その後の我が国を取り巻く国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らせば、当該区別と立法目的との間の合理的関連性を欠くものとなっており、憲法14条1項に違反するとしている(最大判平20.6.4)。

プラス解説

- (2) 外国人に地方参政権が与えられていないことが憲法15条1項に規定する参政権との関係等で問題となった事案で、判例は枝文のように述べ、合憲と判断している(最判平7.2.28)。なお、枝文のような場合に外国人に選挙権を与えることは憲法上「禁じられていない」のであって、このような措置を講じないからといって違憲となるわけではない。
- (3) 市が公有地上に存在した忠魂碑移設のため戦没者遺族会に代替地を無償で貸与した行為や、市教育長が当該遺族会主催の神式及び仏式による慰霊祭に参列した行為が、憲法20条、89条に定める政教分離原則との関係で問題となった事案で、判例は、枝文のように述べ、当該遺族会は宗教的活動をすることを本来の目的とする団体ではないこと等から、宗教団体該当性を否定した上、政教分離原則にも違反しないとしている(最判平5.2.16)。
- (4) 枝文の事案で、判例は、新聞紙に謝罪広告を掲載することを命ずる判決は、その広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明する程度のものであれば、旧民事訴訟法733条(現在の民事執行法171条)により代替執行することができ、憲法19条に規定する思想・良心の自由に反しないとしている(最大判昭31.7.4)。
- (5) 裁判所が、刑事事件の審理のために、テレビ局に対して事件当日の現場を撮影したテレビフィルム^レの提出を命じたことが憲法21条に規定する表現の自由に違反するか問題となった事案で、判例は枝文のように述べている(最大決昭44.11.26)。なお、事実の報道の自由については「憲法21条の保障の下にある」とする一方で、取材の自由については「憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する」として、判例が言い回しを変えていることには注意が必要である。

正解 (1)

解法のポイント

枝文(1)の嫡出子とは、法律上の婚姻関係にある男女から生まれた子をいいます。